

現職教育資料

- ◇はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 1 各教科等の移行措置の内容等について・・・・・・・・・・ 1
- 2 総合的な学習の時間について・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 特別活動について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- ◇おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8



シリーズ「新学習指導要領」No.1

移行期間中における学習指導等について



◇ はじめに

文部科学省は、平成29年 3月31日に公示した新小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領への円滑な移行を図るため、小学校では平成30、31年度の2年間、中学校では30～32年度の3年間を移行期間として、現行の学習指導要領に新学習指導要領の内容を一部加える等の特例を設け、平成29年 7月 7日に公示しました。

そこで、本号では、移行措置の内容の概要と、来年度から全面実施となる教科等のうち、「総合的な学習の時間」と「特別活動」に焦点を当て、内容を整理しました。

各学校の年間指導計画等の見直しに活用いただくとともに、移行期間を迎えるに当たり、内容等を理解し、遺漏のないよう今年度中に計画の見直し等を進めることをお願いします。

1 各教科等の移行措置の内容等について

移行措置内容に係る事項について平成29年 7月 7日付け29文科初第536号「小学校及び中学校の学習指導要領等に関する移行措置並びに移行期間中における学習指導等について（通知）」を基に、以下の項目に沿ってまとめました。必要に応じて本通知で詳細を確認するようお願いします。

また、技術分野における「情報の技術」、中学校外国語科（英語）における「新言語材料（仮定法、現在完了進行形、感嘆文など）」などのように移行措置内容には示されていなくても、移行期間中に計画的に指導すべき内容があります。全面実施に当たって、平成33年度の中学2、3年生が新学習指導要領の内容に関して履修漏れとならないよう、指導計画の作成等の際に留意するようお願いします。

(1) 教科等ごとの取扱い

① 教科書の対応を要するものでないため平成30年度から新学習指導要領となる教科等	総則、総合的な学習の時間、特別活動
② 指導内容や指導する学年の変更などにより特例を定める教科	小：国語、社会、算数、理科 中：国語、社会、数学、理科、保健体育
③ 平成30年度から一部または全部を新学習指導要領によることができ教科（先行実施をしてもよい教科）	小：生活、音楽、図画工作、家庭、体育 中：音楽、美術、技術・家庭、外国語
④ すでに先行実施され、小学校では平成30年度から、中学校では平成31年度から新学習指導要領によるもの	特別の教科 道徳
⑤ 時数を増加して現行の学習指導要領の内容に追加し、新学習指導要領の内容の一部を加えて必ず取り扱うもの	小学校における外国語

②、⑤においては、次の別表 1、2 に示す指導内容に欠落が生じることのないよう留意すること。

【別表1】小学校

教科	移行措置の内容
国語	・平成30年度の第4学年、平成31年度の第4学年及び第5学年においては、新学習指導要領の学年別漢字配当表に配当されている漢字により指導する。
社会	・新学習指導要領の第5学年の「世界における我が国の国土の位置、国土の構成、領土の範囲」に基づき指導することとし、新学習指導要領の内容の取扱いを適用する。 ・現行学習指導要領の第3学年及び第4学年の指導内容のうち、平成31年度の第3学年に指導する内容を示す。
算数	・平成30年度及び平成31年度の第3学年から第5学年の「量と測定」に「メートル法」を追加する。 ・平成31年度の第4学年の「数と計算」に「小数を用いた倍」を、「数量関係」に「簡単な割合」を追加する。 ・平成31年度の第5学年の「量と測定」に「速さ」を追加し「分数の計算」を省略する。【第6学年で指導】
理科	・平成30年度及び平成31年度の第4学年の「光電池の働き」について省略する。【第6学年で指導】 ・平成31年度の第5学年の「水中の小さな生物」を省略する。【第6学年で指導】 ・平成31年度の第6学年の「電気による発熱」を省略する。【中学校第2学年で指導】
外国語活動	・平成30年度及び平成31年度の第3学年及び第4学年の外国語活動の指導に当たっては、新学習指導要領の規定の全部又は一部によるものとし、新学習指導要領第4章第2の2〔第3学年及び第4学年〕〔知識及び技能〕(1)イ(ア)及び2〔第3学年及び第4学年〕(3)①に規定する事項は必ず指導するものとする。【(i)英語の音声やリズムなどに慣れ親しむ、(ii)日本語との違いを知り、言葉の面白さや豊かさに気付く、(iii)聞くこと及び話すこと〔やり取り〕〔発表〕の言語活動の一部】 ・平成30年度及び平成31年度の第5学年及び第6学年の外国語活動の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第4章に規定する事項に、新小学校学習指導要領第2章第10節第2の全部または一部を加えて指導するものとし、新学習指導要領第2章第10節第2の英語2〔第5学年及び第6学年〕のうち〔知識及び技能〕(1)ア、イ(ア)、エ(ア)e及びf、エ(イ)並びに2〔第5学年及び第6学年〕(3)①イ及びオに規定する事項は必ず指導するものとする。【(i)音声、活字体の大文字と小文字、(ii)文及び文構造の一部、(iii)読むこと及び書くことの言語活動の一部】

【別表2】中学校

教科	移行措置の内容
国語	・平成31年度の第1学年、平成32年度の第1学年、第2学年で学習する漢字に追加して指導する。 【都道府県名に用いる漢字の読みと書き】 茨、媛、岡、鴻、岐、熊、香、佐、埼、崎、滋、鹿、縄、井、沖、栃、奈、梨、阪、阜(20字) ・平成32年度の第1学年に「共通語と方言の果たす役割について理解すること」を加えて指導する。
社会	・平成31年度及び平成32年度の地理的分野及び歴史的分野の授業時数の配当について、新学習指導要領の規定により、授業時数を両分野に適切に配当する。 ・平成31年度及び平成32年度の「世界の諸地域」(地理的分野)の指導に当たり、「世界の様々な地域の調査」を併せて指導する。 ・平成31年度及び平成32年度の「世界の古代文明」、「ユーラシアの変化」、「ヨーロッパ人來航の背景」、「市民革命」(歴史的分野)の指導に当たっての内容の取扱いについて、新学習指導要領の規定による。 ・平成30年度から平成32年度の「領域の範囲や変化とその特色」(地理的分野)、「富国強兵・殖産興業政策」(歴史的分野)、「世界平和と人類の福祉の増大」(公民的分野)の指導に当たっての内容の取扱いについて、新学習指導要領の規定による。
数学	・平成31年度及び平成32年度の第1学年の「数と式」に「素数の積」を、「資料の活用」に「累積度数」を追加し、「誤差や近似値、 $a \times 10^n$ の形の表現」を省略する。【第3学年で指導】 ・平成32年度の第1学年の「資料の活用」に「統計的確率」を、第2学年の「資料の活用」に「四分位範囲」及び「箱ひげ図」を追加する。
理科	・平成31年度及び平成32年度の第1学年第1分野「力の働き」に「2力のつり合い」を、第1学年第2分野「火山と地震」に「自然の恵みと火山災害・地震災害」を追加し、第1学年第1分野「圧力」のうち「水圧」の部分を省略する。【第3学年で指導】 ・平成32年度の第1学年第2分野「植物の生活と種類」に「動物の仲間」を追加し、第1学年第1分野「圧力」及び第2分野「葉・茎・根のつくりと働き」を省略する。【第2学年及び第3学年で指導】 ・平成32年度の第2学年第1分野「静電気と電流」に「放射線の性質と利用」を、第2分野「日本の気象」に「自然の恵みと気象災害」を追加し、第2分野「生物の変遷と変化」を省略する。【第3学年で指導】
保健体育	・平成31年度及び平成32年度の第1学年体育分野に「運動やスポーツの多様な楽しみ方」を追加し、平成32年度の第1学年体育分野「運動やスポーツの学び方」を省略する。【第2学年で指導】 ・平成31年度及び平成32年度の第1学年保健分野に「健康の成り立ちと疾病の発生要因」及び「生活習慣と健康」を追加する。 ・平成32年度の第2学年保健分野に「生活習慣病などの予防」及び「喫煙、飲酒、薬物乱用と健康」を追加し、「健康と環境」を省略する。

(2) 移行期間中の小学校における授業時数の特例

平成30、31年度における外国語活動の授業時数及び総授業時数は、下表に定める時数を標準とし、外国語活動の授業時数の授業の実施のために特に必要がある場合には、総合的な学習の時間及び年間総授業時数の授業時数から、15単位時間を超えない範囲内の授業時数を減じることができます。

	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
外国語活動の授業時数			15	15	50	50
総授業時数	850	910	960	995	995	995

(3) 移行期間中における学習評価の取扱い

小学校、中学校とも移行期間中における学習評価の在り方については、移行期間に追加して指導する部分を含め、現行小学校及び中学校学習指導要領の評価規準等に基づき、学習評価を行うこととします。

ただし、移行期間における小学校外国語活動に係る指導要録の取扱いについては、次のとおりとします。

- ・ **第3学年及び第4学年**
総合所見及び指導上参考となる諸事項を記録する欄に、児童の学習状況における顕著な事項を記入するなど、外国語活動の学習に関する所見を文章で記述すること。
- ・ **第5学年及び第6学年**
引き続き、現在の取扱いと同様とし、外国語活動の記録の欄に文章で記述すること。なお、外国語活動については、引き続き、数値による評価は行わないこととし、評定も行わないものとする。

(4) 移行期間中の学習指導上の留意事項

- ・ 追加又は省略することとした内容について、十分留意した指導計画を作成する。
- ・ 新学習指導要領による指導をする際は、適切な教材及び授業時数を確保して指導する。
- ・ 移行期間の指導内容を十分に踏まえ適切な指導計画を作成し、円滑に全面实施に移行できるようにする。
- ・ 算数・数学、理科については国が示す補助教材を適切に使用する。
- ・ 外国語活動については、現行及び新学習指導要領の内容に係る国が示す補助教材を適切に使用する。
- ・ 現行学習指導要領、新学習指導要領において、目標及び内容を複数学年まとめて示している教科については、小学校においては平成32年度、中学校においては平成33年度の児童生徒が前学年までの学習すべき内容に未履修がないようにする。

2 総合的な学習の時間について

(1) 移行期間における総合的な学習の時間の取扱い

平成29年7月7日付文部科学省告示第93号及び第94号により、総合的な学習の時間については、小・中学校ともに平成30年度から全面实施^{*1}とすることが示されました。各学校では、今年度中に新学習指導要領に即した形で計画を整備し、平成30年4月から実施することになります。ここでは、現行学習指導要領から、総合的な学習の時間の何がどのように改訂されたのか、また、次年度からの全面实施に向けて、何をどのように準備すればよいのかについて整理していきます。

*1 小学校においては、小学校学習指導要領第5章の規定(第3の2(9)の後段の部分)を除く。

(2) 改訂の基本的な考え方

現行学習指導要領では、総合的な学習の時間について次のようなことが重視されてきました。

- 定められた第1の目標を踏まえて、各学校が目標等を定めること。
- 探究的な学習の過程が右のような図で示され、問題解決的な活動が発展的に繰り返されていくこと。

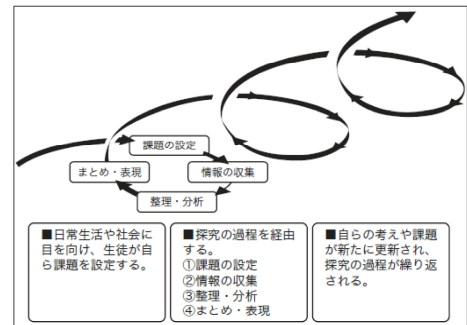
その結果、総合的な学習の時間で探究のプロセスを意識した学習活動に取り組んでいる児童生徒ほど、全国学力・学習状況調査の各教科の正答率が高い傾向にあることや、総合的な学習の時間がPISA等の国際調査での好成績や学習の姿勢の改善に貢献しているなどの成果が報告されました。

一方で、育てようとする資質・能力や各教科等との関連への意識について、学校によって差があることや、探究的な学習の過程における「整理・分析」、「まとめ・表現」についての取組が十分ではないなどの課題も明らかになりました。

これらを受けて、新学習指導要領においては、

- ◎ 探究的な学習の過程を一層重視すること。
 - ◎ 各教科等で育てようとする資質・能力を相互に関連付け、実社会・実生活において活用できるようにすること。
 - ◎ 教科等を越えた全ての学習の基盤となる資質・能力を育成すること。
- という基本的な考え方を基に改訂されました。

探究的な学習における生徒の学習の姿



(3) 改訂の要点

① 第1の目標について

第1の目標は、小・中学校ともに、次のように定められました。

第1 目標

探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 探究的な学習の過程において、課題の解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究的な学習のよさを理解するようにする。
- (2) 実社会や実生活の中から問いを見だし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようにする。
- (3) 探究的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度を養う。

今回の目標は二つの要素で構成されています。

一つは、総合的な学習の時間の特質を踏まえた学習過程の在り方を示した冒頭の文（柱書き）です。

もう一つは、(1)、(2)、(3)として示している部分で、これらは育成することを目指す資質・能力です。(1)は「知識及び技能」に関すること、(2)は「思考力、判断力、表現力等」に関すること、(3)は「学びに向かう力、人間性等」に関すること、今回の改訂で示された育成を目指す資質・能力の「三つの柱」に即して整理されています。新学習指導要領では、総合的な学習の時間に限らず、「特別の教科 道徳」を除く全ての教科等において、目標がこのように構成されています。

(1)は新設されたものです。現行学習指導要領では、総合的な学習の時間の内容が各学校で定められるものであるため、育てようとする資質や能力として具体的に示されてきませんでした。しかし、各教科等で獲得した「知識」や「技能」が探究の過程で関連付けられ、概念化されたり、構造化されたりしていく中で身に付けていくものが、総合的な学習の時間ならではの「知識」や「技能」であるという考えにより、育成を目指す資質・能力の「知識及び技能」に関することが示されました。(2)は、現行学習指導要領での「育てようとする資質や能力及び態度」の「学習方法に関すること」に関連しており、(3)は、「自分自身に関すること」、「他者や社会との関わりに関すること」に関連したものとなっています。

② 各学校において定める目標について

新学習指導要領では、各学校において定める目標について

各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の目標を定める。とされており、これは現行学習指導要領と同様です。しかし、新学習指導要領で新設された「各学校において定める目標及び内容の取扱い」には、

各学校において定める目標については、各学校における教育目標を踏まえ、総合的な学習の時間を通して育成を目指す資質・能力を示すこと。

と示されています。つまり、各学校において定める目標は、

- 第1の目標及び学校教育目標を踏まえて作成すること。
- 育成を目指す資質・能力を示すこと。

が必要になります。このことは、総合的な学習の時間の目標が学校の教育目標と直接的につながるということであり、総合的な学習の時間の円滑で効果的な実施により、各学校が育てたいと願う児童生徒の姿や育成すべき資質・能力の具現化が図られるということです。

また、育成を目指す資質・能力を「三つの柱」に即して記述していくことにより、各学校において定める目標は、より具体化、重点化されたものになります。

③ 各学校において定める内容について

新学習指導要領では、各学校において定める内容について

各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の内容を定める。とされています。また、目標と同様、「各学校において定める目標及び内容の取扱い」では、

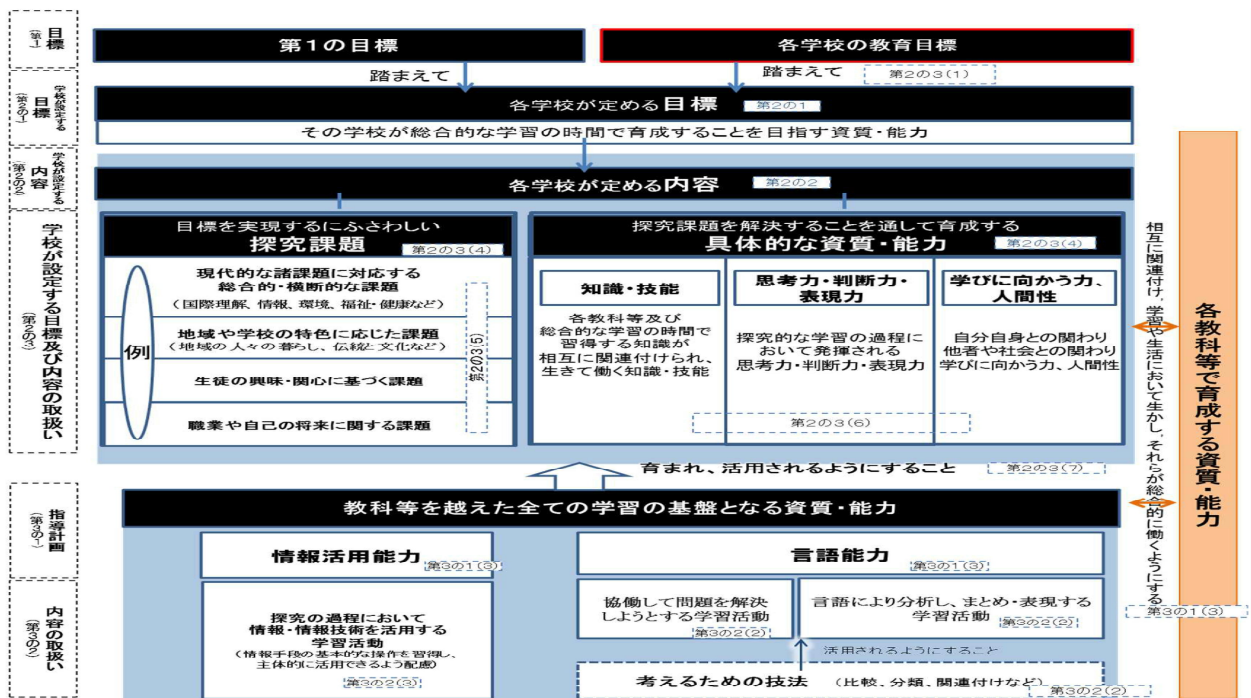
各学校において定める内容については、目標を実現するにふさわしい探究課題、探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力を示すこと。

と示されています。

現行学習指導要領では、「各学校において定める目標」、「育てようとする資質や能力及び態度」を踏まえて「内容」を定めていましたが、新学習指導要領における「各学校において定める内容」は、「探究課題」と「具体的な資質・能力」の二つによって構成されることとなります。「探究課題」とは、従来「学習対象」とされてきたものであり、探究的に関わりを深める人・もの・ことを示したもので、各学校において定める総合的な学習の時間の目標を実現するにふさわしいものとして、学校の実態に応じて設定するものです。一方、「探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力」とは、目標に記された資質・能力を各探究課題に即して具体的に示したものであり、探究的な学習を通して、どのような児童生徒の姿を実現するかということをも明らかにしたものだといえます。

また、探究課題及び探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力については、情報活用能力や言語能力、問題発見・解決能力など、教科等を越えた全ての学習の基盤となる資質・能力が育まれ、活用されるものとなるように配慮することも大切です。

これらをまとめると、次のような図に表すことができます。



「小学校学習指導要領第5章（中学校は第4章）総合的な学習の時間の各規定の相互の関係」

(4) 学校が行わなければならないこと

全面実施となる次年度に向けて、学校が行うべきことについてまとめました。探究的な学習の過程を一層重視することから、これまでの総合的な学習の時間の実践を生かしつつも、以下のポイントを踏まえて、新教育課程に対応できるよう再構築していくことが大切です。

- ① 各学校において定める目標の見直し
 - 第1の目標に示された基本的な考え方を理解し、対応させる。
 - 学校の教育目標を踏まえる。
 - 育成を目指す資質・能力について示す。
- ② 各学校において定める内容の見直し
 - 目標の実現にふさわしく、日常生活や社会との関わりを重視した探究課題を設定する。
 - 探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力を設定する。
- ③ 目標・内容に基づいた指導計画の見直し
 - 探究的な学習の過程に体験活動を適切に位置付ける。
 - スキルの習得等を探究的な学習の過程に必然性を持って組み込む。
- ④ 評価についての見直し
 - 各学校が定めた目標と内容に基づいた評価の観点を定める。
 - 各観点に即して実現が期待される児童生徒の姿として評価規準を設定する。

③の指導計画の見直しについては、新しいことではありませんが、今回の改訂を契機として「確かな探究的な学習」が各学校で実践されるよう、確認していくことが大切です。

④の評価については、目標や内容が変わることから、育成を目指す資質・能力に即した評価の観点の見直しが必要です。また、内容に育成を目指す具体的な資質・能力を示すことが定められたことから、それを基に、単元で具体的な児童生徒の姿を見取るにふさわしい評価規準を設定することが重要です。

3 特別活動について

(1) 改訂の趣旨

特別活動は、児童生徒が学校生活を送る上での基盤となる力や社会で生きて働く力を育む活動として機能し、生活集団、学習集団として機能するための基盤となるとともに、集団への所属感、連帯感を育み、それが学級文化、学校文化の醸成へとつながり、各学校の特色ある教育活動の展開を可能としてきました。

一方で、更なる充実が期待される課題として、次のような点が挙げられました。

- ・各活動、学校行事において身に付けるべき資質・能力は何なのかを明らかにすること。
- ・どのような学習過程を経ることにより資質・能力の向上につながるのかを明らかにすること。
- ・各活動等の関係性や意義、役割の整理が十分でないまま実践が行われてきたこと。
- ・自治的能力を育むことがこれまで以上に求められていること。
- ・キャリア教育を学校教育全体で進めていく中で、特別活動が果たす役割への期待が大きいこと。
- ・防災を含む安全教育や体験活動など、社会の変化や要請も視野に入れ、各教科等の学習と関連付けながら、特別活動において育成を目指す資質・能力を示す必要があること。

(2) 改訂の要点

① 目標

今回の改訂では、各教科等の指導を通してどのような資質・能力を育成を目指すのかを明確にしつつ、それらを育むに当たり、児童生徒がどのような学びの過程を経るのかということ、さらには、そうした学びの過程において、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、教育活動の充実を図ることが、各教科等の目標の中で示されています。

これらのことから、特別活動の目標は、次のように整理されました。

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

- (1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。
- (2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。
- (3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

「集団や社会の形成者としての見方・考え方」を働かせるということは、各教科等の見方・考え方を総合的に働かせながら、自己及び集団や社会の問題を捉え、よりよい人間関係の形成、よりよい集団生活の構築や社会への参画及び自己の実現に向けた実践に結び付けることです。こうした「見方・考え方」は特別活動の中だけで働かせるだけでなく、大人になって生活していくに当たっても重要な働きをするものです。

(1)～(3)に示された資質・能力は、(1)が「知識及び技能（何を知っているか、何ができるか）」に関すること、(2)が「思考力、判断力、表現力等（知っていること、できることをどう使うか）」に関すること、(3)が「学びに向かう力、人間性等（どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか）」に関することです。「人間関係形成」、「社会参画」、「自己実現」という三つの視点が全て含まれています。

② 内容構成

学級活動、児童会（生徒会）活動、クラブ活動（小学校のみ）、学校行事から構成されるという大枠の構成に変化はありませんが、従来、学習指導要領には項目名だけが示されていた各活動の内容について、それぞれの項目においてどのような過程を通して学ぶのが端的に示されていません。

また、学級活動の内容の構成については、小・中・高等学校を通して育成することを目指す資質・能力の観点から、系統性が明確になるよう次のように整理されました。

- ・ 小学校の学級活動に「(3)一人一人のキャリア形成と自己実現」を設け、キャリア教育の視点からの小・中・高等学校のつながりが明確になるようにした。
- ・ 中学校において、与えられた課題ではなく学級生活における課題を自分たちで見いだして解決に向けて話し合う活動に、小学校の経験を生かして取り組むよう(1)の内容を重視する視点から、(2)、(3)の項目を整理した。

③ 学習内容

各活動における学習内容については、学習指導要領解説に記載されています。今回は、学習内容の改善・充実のポイントについて説明します。

【学級活動】

- 学習の過程として、「(1)学級や学校における生活づくりへの参画」については、集団としての合意形成を、「(2)日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」及び「(3)一人一人のキャリア形成と自己実現」については、一人一人の意思決定を行います。
- 小学校の内容に「(3)一人一人のキャリア形成と自己実現」が新たに設けられました。

- (3) 一人一人のキャリア形成と自己実現
- ア 現在や将来に希望や目標をもって生きる意欲や態度の形成
学級や学校での生活づくりに主体的に関わり、自己を生かそうとするとともに、希望や目標をもち、その実現に向けて日常の生活をよりよくしようとする。
 - イ 社会参画意識の醸成や働くことの意義の理解
清掃などの当番活動や係活動等の自己の役割を自覚して協働することの意義を理解し、社会の一員として役割を果たすために必要となることについて主体的に考えて行動すること。
 - ウ 主体的な学習態度の形成と学校図書館等の活用
学ぶことの意義や現在及び将来の学習と自己実現のつながりを考えたり自主的に学習する場としての学校図書館等を活用したりしながら、学習の見通しを立て、振り返ること。

(留意点)

- ・ 総則において、特別活動が学校におけるキャリア教育の要としつつ、学校の教育活動全体で行うこととされた趣旨を踏まえて指導することが望まれます。
 - ・ 学級活動(3)の内容が、キャリア教育の視点からの小・中・高等学校のつながりが明確になるよう整理することによって設けられたことから、扱う内容については、将来に向けた自己実現に関わるものであり、一人一人の主体的な意思決定を大切に活動でなければなりません。キャリア教育は、教育活動全体の中で基礎的・汎用的能力を育むもので、夢をもつことや職業調べなどの活動だけにならないようにすることが大切です。
- 中学校の内容において、「(1)学級や学校における生活づくりへの参画」の指導の充実を図るため、(2)、(3)の内容が、各項目の関連に配慮して整理されました。

- (2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全
- ア 自他の個性の理解と尊重、よりよい人間関係の形成
自他の個性を理解して尊重し、互いのよさや可能性を發揮しながらよりよい集団生活をつくること。
 - イ 男女相互の理解と協力
男女相互について理解するとともに、共に協力し尊重し合い、充実した生活づくりに参画すること。
 - ウ 思春期の不安や悩みの解決、性的な発達への対応
心や体に関する正しい理解を基に、適切な行動をとり、悩みや不安に向き合い乗り越えようとする。
 - エ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成
節度ある生活を送るなど現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進することや、事件や事故、災害等から身を守り安全に行動すること。
 - オ 食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成
給食の時間を中心としながら、成長や健康管理を意識するなど、望ましい食習慣の形成を図るとともに、食事を通して人間関係をよりよくすること。
- (3) 一人一人のキャリア形成と自己実現
- ア 社会生活、職業生活との接続を踏まえた主体的な学習態度の形成と学校図書館等の活用
現在及び将来の学習と自己実現とのつながりを考えたり、自主的に学習する場としての学校図書館等を活用したりしながら、学ぶことと働くことの意義を意識して学習の見通しを立て、振り返ること。
 - イ 社会参画意識の醸成や勤労観・職業観の形成
社会の一員としての自覚や責任を持ち、社会生活を営む上で必要なマナーやルール、働くことや社会に貢献することについて考えて行動すること。
 - ウ 主体的な進路の選択と将来設計
目標をもって、生き方や進路に関する適切な情報を収集・整理し、自己の個性や興味・関心と照らして考えること。

【児童会・生徒会活動】

- 内容の(1)を「児童会(生徒会)の組織づくりと児童会(生徒会)活動の計画や運営」とし、児童生徒が主体的に組織をつくることが明示されました。
- 児童会活動における異年齢集団活動、生徒会活動におけるボランティア活動等の社会参画を重視することとなりました。
- 小学校では、運営や計画は主として高学年の児童が行うこととしつつ、児童会活動・生徒会活動には、学校の全児童・生徒が主体的に参加できるよう配慮することが示されました。

【クラブ活動】(小学校のみ)

- 従来に引き続き、同好の異年齢の児童が共通の興味・関心を追求する活動であるとした上で、児童が計画を立てて役割分担し、協力して楽しく活動するものであることが明示されました。

【学校行事】

- 小学校における自然の中での集団宿泊活動、中学校における職場体験等の体験活動を引き続き重視することとなりました。
- 健康安全・体育的行事の中で、事件や事故、災害から身を守ることにについて明示されました。

(3) 全体計画と各活動・学校行事の年間指導計画の作成

各学校においては、今回の学習指導要領改訂の趣旨等を踏まえ、特別活動の全体計画や各活動及び学校行事の年間指導計画の作成をお願いします。作成に当たっては、次の点に留意してください。

- ① 学校の創意工夫を生かす。
- ② 学級や学校、地域の実態や児童生徒の発達の段階及び特性等を考慮する。
- ③ 各教科、道徳科、外国語活動(小学校のみ)及び総合的な学習の時間などの指導との関連を図る。
- ④ 児童生徒による自主的、実践的な活動が助長されるようにする。
- ⑤ 家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫する。
- ⑥ 授業時数については、児童会(生徒会)活動、クラブ活動(小学校のみ)及び学校行事の内容に応じ、年間、学期ごと、月ごとなどに適切に充てる。

◇ おわりに

県教育委員会では、今年度から「シリーズ『新学習指導要領』」と題し、様々な視点で新学習指導要領を解説していきます。先生方が新学習指導要領の趣旨の理解を深めるとともに、各学校で適切に準備を進め、円滑な実施ができるよう、現職教育資料を作成し周知を図っていく予定です。

第1回目の本号では「移行措置」をテーマに、来年度からの移行期間に向けて各学校で準備をすることなどについてまとめました。ぜひ、各学校で校内研修等の機会に御活用ください。